

保護者の皆様へ

関市立寺尾小学校
校長 武井 由典

暴風・大雨・洪水警報・特別警報発令時の登下校について

日頃は、本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。

警報等が発令された場合の学校休校等の対処は、次のようになっております。保護者の皆様方のご協力をお願いいたします。

また、警報が発令されない場合でも、暴風、雷雨、大雨、大雪、雷等で登校が危険な場合は、保護者の皆様の判断で自宅待機をお願いします。安全を確認してから登校させてください。

記

1 暴風警報・大雨警報・洪水警報・特別警報 発令の場合

(1) 登校する以前に発令されている場合

ア. 警報が解除されるまで各家庭で待機

イ. 始業時刻（8：15）の2時間前までに解除された場合は、平常通りの授業です

ウ. 始業時刻の2時間前から午前11時までに解除された場合は、解除後2時間をめぐりに授業を開始します。詳細は学校から連絡します。

エ. 午前11時過ぎに解除された場合は休業とします。

(注) 上記のイ、ウの場合において、道路や橋の決壊、流出、家屋の倒壊等により危険と判断される場合は、各家庭の判断で自宅待機とし登校しなくてよい。(学校に連絡ください)

(2) 登校後に発令された場合

ア. 校内の安全な場所(各教室もしくは体育館)で待機させます。

イ. 警報の内容、時間帯、校区の状況によっては授業を行います。下校時刻になっても解除されない場合、もしくは解除される見込みがない場合は、可能な限り“引き渡し”を行います。なお、状況によっては解除されるまで学校で待機させます。

2 大雪警報 発令の場合

原則は他の警報に準じます。気象状況や地域の状況から、学校と教育委員会が協議し、対応を判断します。

(注) 上記1、2について、特別な指示をする必要のある場合は、学校安全メールまたは市の広報無線で連絡します。

※ 給食の有無については、決定次第、速やかに各家庭にお知らせします。

見やすい所に必ず貼っておいてください